ウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実	（略）	（略）
二～十七　（略）		

付表

一～六十九　（略）

七十　コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実	（略）	（略）
二～十七　（略）		

付表

一～六十九　（略）

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項第一号の規定に基づき、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（中小企業診断士の登録の条件等） **第一条**　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号の経済産業省令で定める条件は、同項の規定による登録（第二節から第四節を除いて以下単に「登録」という。）の申請の日前三年以内に、中小企業診断士試験（法第十二条第一項の試験をいう。以下単に「試験」という。）に合格し、かつ、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと。 イ　［略］ ロ　機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う基準省令第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づく窓口相談等の業務（一日につき合計五時間以上のものに限る。） ハ～ニ　［略］ ホ　医業又は歯科医業を主たる事業とする法人（常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。）、社会福祉法	（中小企業診断士の登録の条件等） **第一条**　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号の経済産業省令で定める条件は、同項の規定による登録（第二節から第四節を除いて以下単に「登録」という。）の申請の日前三年以内に、中小企業診断士試験（法第十二条第一項の試験をいう。以下単に「試験」という。）に合格し、かつ、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと。 イ　［略］ ロ　機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う基準省令第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づく窓口相談等（ハ及びニを除き、以下単に「相談」という。）の業務（一日につき合計五時間以上のものに限る。） ハ～ニ　［略］ ［新設］